

# 八代市生殖補助医療費助成金給付事業のご案内

八代市では、市民が安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを推進するため、体外受精、顕微授精または男性不妊の手術による不妊治療（「生殖補助医療」という。）を受けるご夫婦（事実婚含む）に対し、八代市生殖補助医療費助成金を給付します。

## 1. 助成対象者 次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦（事実婚含む）であること
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること
- (3) 助成金の治療開始から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が八代市住民基本台帳（外国人含む）に記載され、申請日以降において本市に1年以上継続して居住する意思が有ること
- (4) 夫婦のいずれも市税の滞納がないこと（納税状況を担当課に照会します。）
- (5) 他の市区町村で、今回の申請に係る助成金等の給付を受けていないこと

## 2. 助成内容

- (1) 助成対象の費用は、保険適用の生殖補助医療に要した費用のうち、体外受精、顕微授精または男性不妊の手術に係る自己負担額とします。ただし、文書料、個室料等生殖補助医療に直接関係のない費用、医療保険からの高額療養費や附加給付金として支給される費用は除きます。
- (2) 一組の夫婦に対する助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし5万円を上限として助成します。  
※生殖補助医療費助成金の給付を受け、出産（妊娠12週以降の死産含む）に至った場合は、再び生殖補助医療費の助成を受けることが出来ます。

## 3. 助成申請に必要な書類

- (1) 八代市生殖補助医療費助成金給付申請書（様式第1号）
- (2) 八代市生殖補助医療費助成金給付受診等証明書（様式第2号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し
- (5) 治療期間中の保険証の写し（治療をした者）
- ※(6) 自己負担額が1ヶ月21,000円を超える場合は、高額療養費、附加給付金等が確認できる書類等の写し（医療費通知等）。自己負担が21,000円以内でも附加給付等の払い戻しがある場合がありますので、必ず申請に来所される前にご加入の健康保険組合に確認をお願いします。
- ※(7) 夫婦いずれかが八代市以外の住所の場合、住所地発行の「未納がない証明書」（納税証明書等）
- ※(8) 申立書（事実婚の方） 注：※は対象となる方のみ提出してください。

なお、申請書等は、八代市ホームページよりダウンロードできます。 ⇒

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00315044/index.html>



## 4. 助成申請書の提出期限

治療を終了した日の属する月の初日から起算して1年以内の日まで受け付けます。

## 5. 助成金の給付決定等

助成が決定した場合、給付決定通知書を送付し、助成金は申請書にご記入の口座に振り込みます。なお、助成要件を満たしていない等の理由で助成しないことを決定した場合、不支給決定通知書を送付します。

八代市生殖補助医療費助成金給付事業のお問合せ・申請先  
八代市役所 健康推進課（八代市役所2階10番窓口）  
住所：〒866-8601八代市松江城町1-25、電話：0965-33-5116